

令和2年12月2日

総務大臣  
武田良太殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一 照

答 申 書

令和2年9月28日付け諮問第3131号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 令和2年9月29日（火）から令和2年10月29日（木）までの間、意見募集を行った結果、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見は無かった。なお、当該省令案等について全く言及しておらず、当該省令案等と無関係と判断されるものが2件あった。

以上